

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。
平成30年7月13日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

（平成30年4月1日～4月30日受理分。記載順序は五十音順。）

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
今野 忠雄	コンノGESブロック（今野政経研究会）	平成30年3月31日
戸ヶ崎 博	とがさき博後援会	平成30年4月24日